

南足柄市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程

平成 14 年 1 月 30 日

南社協規程第 24 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように介護支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 公正中立性の確保を図るため、利用者選択に基づきケアプラン作成を行い、位置付けたサービスうち法令で指定された種別の利用割合について、利用者説明と情報公表を行う。

4 認知症対応力の向上と利用者選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に係る取組状況について情報公表を行う。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 南足柄市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

(2) 所在地 南足柄市関本 4 0 3 番地 2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は別に定める。

(事業所の営業日等)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 29 日から同月 31 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第 6 条 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。尚、法定代理受領サービスである場合は利用者負担はない。

(1) 相談及び利用者の解決すべき課題の把握

相談の場所 協議会が使用する相談室及び利用者宅等

課題解決方法 利用者並びにその家族の居宅訪問及び面接等の実施

- (2) 居宅サービス計画の作成及び修正・変更
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (5) 居宅介護支援サービス計画の実施状況の把握
- (6) 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合の介護保険施設等への紹介及び便宜の提供並びに援助
- (7) その他、利用者の自立した日常生活への支援
- (8) 提供したサービス内容等記録の保存(完結の日から5年間)

2 第8条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車等を使用した場合の交通費は、次により算出した額を徴収する。

- (1) 当該実施地域以外の区域における自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)1キロメートルにつき自動車及び原動機付自転車にあつては50円、自転車にあつては30円とし、使用距離が1キロメートルに満たないとき又はこれに1キロメートル未満の端数の距離が生じたときは、その満たない距離又はその端数の距離を1キロメートルとして計算する。

3 前項の費用を徴収する場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 介護支援専門員は、利用者に対する居宅介護支援の提供中に当該利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用者の主治医、家族等に連絡し必要な措置を講ずるとともに、事業所の管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、南足柄市を区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、居宅介護支援に係る事故が発生したときは、事業所が別に定める事故対応マニュアルに従い速やかに対応するとともに、その事故の内容をその事故に係る利用者の家族及び保険者に報告するものとする。

2 前項の事故が発生した場合において、事業所に賠償責任が生じたときは、その損害を賠償する。ただし、事業所自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

3 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3箇月以内に実施
- (2) 継続研修 年1回以上実施

4 事業所の職員又は事業所の職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報等を第三者に漏らしてはならない。ただし、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 5 事業所は、利用者からの苦情等を受け付ける者の氏名及び連絡先を明らかにし、利用者から居宅介護支援に係る苦情等があった場合は、迅速かつ誠実に対応する。この場合において、必要があると認めるときは、協議会が設置する苦情解決第三者委員会に諮って対応する。
- 6 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図るため、委員会開催、指針整備、研修実施、訓練実施等を行なう。
- 7 感染症や災害が発生した場合でも継続的にサービス提供できるよう、業務継続に向けた計画策定、研修実施、訓練実施等を行なう。
- 8 虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会開催、指針整備、研修実施、担当者配置等を行なう。
- 9 男女雇用機会均等法等における事業者の責務を踏まえ、ハラスメント対策を講ずる。
- 10 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項については、協議会会長と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年8月2日から施行し、同年7月22日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年9月7日から施行し、同年7月15日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月26日から施行し、平成30年10月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和3年6月9日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和3年9月22日から施行し、令和3年7月22日より適用する。

附 則

この規程は、令和5年5月26日から施行し、令和5年3月20日より適用する。